**◎新潟県告示第102号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和５年２月３日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　路　線　名　　県道　　五十子平真田線

２　供用開始の区間

十日町市松之山坪野字大滝５番９から同市松之山坪野字大滝20番まで

３　供用開始の期日　　令和５年２月３日